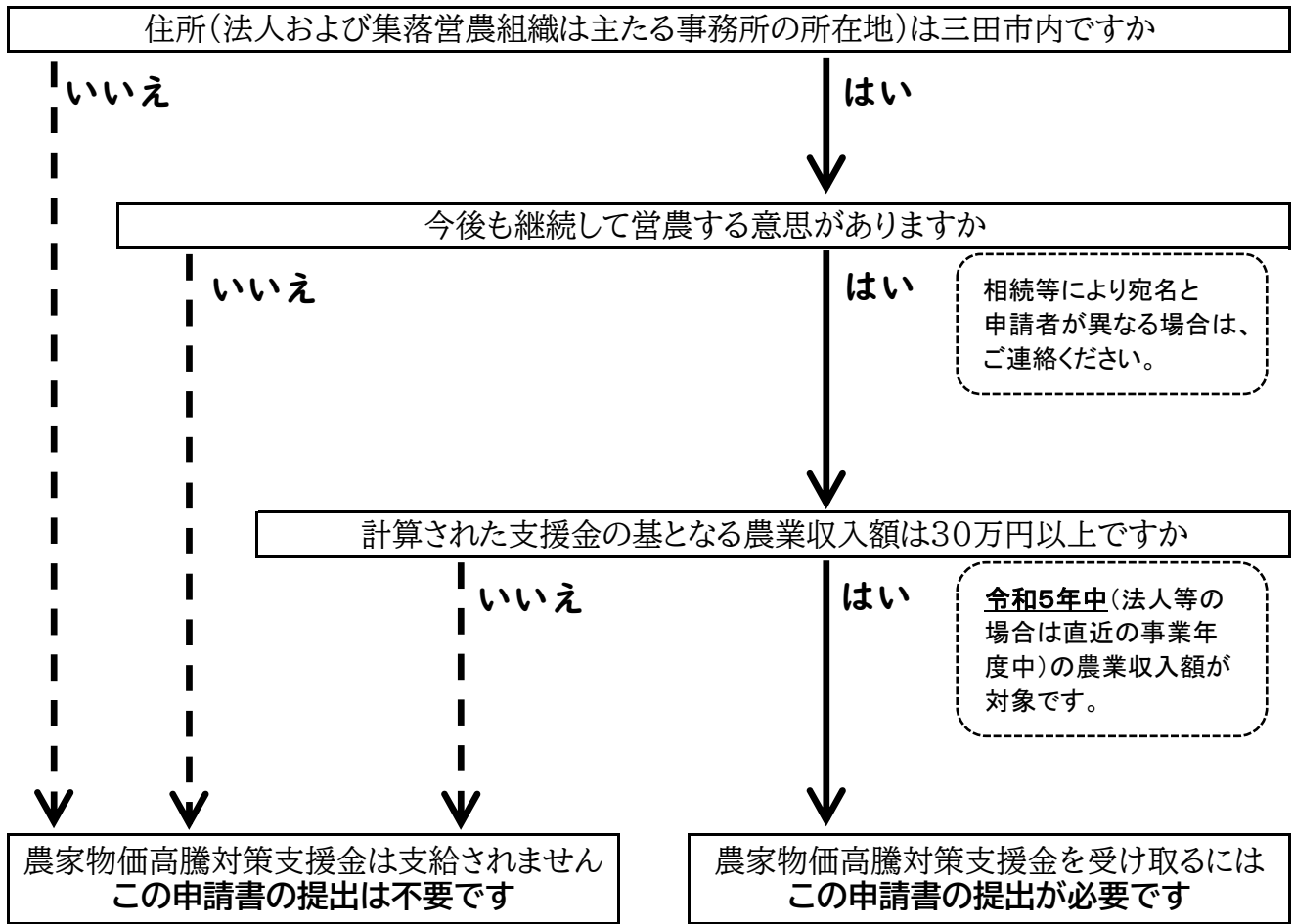


農家物価高騰対策支援金(第2次)の交付申請について

下記により、農家物価高騰対策支援金(第2次)の申請が必要か確認してください。



【注意】 同じ期間に受付している「小規模事業者物価高騰対策助成金(第2次)」について

農業のほかに事業をされていて、小規模事業者物価高騰対策助成金(第2次)の要件にも該当する場合、両方を受給することはできませんので、いずれか一方の受給手続きを行ってください。

※小規模事業者物価高騰対策助成金(第2次)について詳しくは、ホームページをご確認いただくか、市産業政策課(電話:079-559-5085)にお問い合わせください。